

令和5年4月利用分から介護保険サービス等利用時の助成方法が変わりました

これまで、介護福祉施設等に入所している場合や、通所介護等を利用した場合、自己負担額（1割～3割）を一旦お支払いいただき、あとで県に申請して払い戻しを受ける必要がありました。

令和5年4月利用分からは、事業所に被爆者健康手帳等を提示することにより、自己負担額を支払うことなくサービスを利用できるようになりました。

（※自己負担額は、県から国保連合会を通じて、事業所へ支払います。）

助成対象となるサービスの種類		令和5年4月利用分から	令和5年3月利用分まで
福祉系サービス	訪問介護（※低所得者のみ）	事業所への自己負担額（1割～3割）の支払いが不要	事業所に自己負担額（1割～3割）を支払い、あとで県に申請して払い戻しを受けられます。
	旧介護予防訪問介護（※低所得者のみ） ※従前同様に償還払い		
	※地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。		
	第1号訪問事業（※低所得者のみ） ※従前同様に種類コードA1は償還払い		
	※ただし、平成27年3月31日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コードA1及びA2に限る。		
	通所介護		
	短期入所生活介護		
	地域密着型通所介護		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
	小規模多機能型居宅介護		
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）		
	認知症対応型通所介護		
	認知症対応型共同生活介護		
	旧介護予防通所介護 ※従前同様に償還払い		
	※地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。		
	介護予防短期入所生活介護		
	介護予防認知症対応型通所介護		
	介護予防小規模多機能型居宅介護		
	介護予防認知症対応型共同生活介護		
	第1号通所事業 ※従前同様に種類コードA5は償還払い		
	※ただし、平成30年3月30日老健局発出事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」サービス種類コード一覧に規定するサービス種類コードA5及びA6に限る。		
	介護老人福祉施設		
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

事業所への自己負担額（1割～3割）の支払いが不要

※利用時には、事業所に被爆者健康手帳を提示してください。

※訪問介護および第1号訪問事業を受ける場合は、被爆者健康手帳のほかに青森県が交付する「訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定書」の提示が必要です。

裏面へ続きます。

（参考）医療系サービスについては従来どおりの取り扱いで変更はありません。

医療系サービス	訪問看護	被爆者一般疾病医療機関として指定されている事業所への自己負担額（１割～３割）の支払いが不要（従来と変更ありません） ※利用時には、事業所に被爆者健康手帳を提示してください。
	介護予防訪問看護	
	訪問リハビリテーション	
	介護予防訪問リハビリテーション	
	居宅療養管理指導	
	介護予防居宅療養管理指導	
	通所リハビリテーション	
	介護予防通所リハビリテーション	
	短期入所療養介護	
	介護予防短期入所療養介護	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	介護療養型医療施設	

（注）低所得者とは、世帯の生計中心者が所得税非課税の方（生活保護受給世帯を含む）です。

訪問介護、第１号訪問事業の助成を受ける場合は、事前に青森県へ申請し、「訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定書」の交付を受ける必要があります。

（注）老人ホーム措置入所に係る費用負担に対する助成を受ける場合は、これまでどおり青森県への申請が必要になります。

（注）本事業の対象となるのは、介護保険法の福祉系サービスのうち上記の表に示しているもので、それ以外のサービス（例：訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与等）は助成の対象外です。

（注）介護保険の上限を超えたサービス利用分、食費、居住費などの介護保険対象外の経費はこれまでどおり助成対象とはなりません。

（注）被爆者健康手帳等を提示しなかった又は県外の事業所から介護サービスを受けた等の理由で、事業所に自己負担額（１割～３割）を支払った場合は、領収書等を添付し青森県に申請することで払い戻しを受けることができます。

【お問い合わせ先】

青森県健康医療福祉部がん・生活習慣病対策課難病対策グループ原爆被爆者援護事務担当まで
ＴＥＬ：０１７－７３４－９２１５